

2020年7月14日

東京都知事 小池百合子 殿
東京都 福祉保健局長 殿

新型コロナウイルス感染再拡大に伴う

生活保護申請者への対応について緊急要望書

賛同団体：一般社団法人つくろい東京ファンド，認定 NPO 法人ビッグイシュー基金，
特定非営利活動法人 TENOHASI，ホームレス総合相談ネットワーク，
四ツ谷おにぎり仲間，社会慈業委員会ひとさじの会，有限会社ビッグイシュー日本，
のじれん（渋谷・野宿者の生存と生活をかちとる自由連合），認定 NPO 法人 世界の医療団
/呼びかけ人：北島拓也

趣旨

今般の新型コロナウイルス拡大とそれに伴う経済停滞により、職を失い住まいをも失う危険のある方や、既に住まいを失ってしまった方が相次いでいます。そうした中、都内でホームレス支援を行う団体を中心にこれまで3度住まいの緊急支援をお願いする緊急要望を提言して参りました。

4月の補正予算においては、失業等による住居喪失者への一時住宅提供等への予算が計上され、以降 TOKYO チャレンジネット、生活困窮者自立支援制度、及び生活保護利用者に対して一時滞在場所としてのホテルを提供していたものと承知しています。チャレンジネットからの一時滞在場所（ホテル）利用に際しては今年度中の事業である旨を聞き及んでおりますが、一方で生活困窮者自立支援制度からの利用は6月30日にて終了となり、また生活保護申請者の一時滞在場所(ホテル)利用は本日7月7日チェックインまでであると伺っています。今後職を失うことで貯金も尽き、住まいを失い生活保護申請をする者が増加することが予想される中で、上述の支援を打ち切るとは以下の点において問題があると考えます。

ご存知のように、東京都内で住宅扶助基準以下の低廉な家賃の居宅は数が限られ、また生活保護利用者を避ける貸主等も一定数いることなどから、生活保護利用後即時での居宅確保が難しい状況になっています。また、無料低額宿泊所等の相部屋に関しては、感染拡大防止の観点で避けるべき環境であり、都からも個室での保護を要請していることを承知していますが、それが徹底されているかについては確認されていないものと理解しています。

また、国の通知では「日割り等により計算された必要最小限度の一時的な宿泊料等」の支給を認めています。一定水準以上の宿泊施設を確保するに十分な額であるとはいえません。

2020年7月以降、新型コロナウイルスの感染が再拡大する中にあっては、住まいを失った生活保護申請者についても、居宅を確保するまでの期間を安全に過ごすためには、一時滞在場所としてホテルを提供することが妥当であると考えます。

以上の理由から、以下の点について緊急に要望いたします。

要望

1. 生活保護申請者においても、今後継続して一時滞在場所としてビジネスホテルを無料で提供し、安全に過ごすことができる場所を保障すること。
2. 一時滞在場所（ホテル）退所後については、居宅保護が図られるよう区市と連携し、居宅保護の原則が遵守されるよう監督すること。
3. 今後増加するコロナ禍に伴う住宅困窮者へ対応し 2 を実現するために、都営アパートの利用や空き家を借り上げる等により、東京都としてもあらゆる手段を以って居宅確保に努めること。

なお、本要望に対する回答を7月15日までに下記までいただけますよう、お願いいたします。

以上

<本件に関するお問い合わせ>

北島拓也 デモクラティック・デザイン シャリんの唄